「不利益処分」基準等公開票（条例又は規則）

<table>
<tr><td>不利益処分名</td><td colspan="2">入館の制限</td></tr>
<tr><td>根拠条例等・条項</td><td colspan="2">堺市立多文化交流プラザ・さかい条例第１２条</td></tr>
<tr><td>所　　管　　課</td><td colspan="2">国際部　　国際課</td></tr>
<tr><td>処　分　基　準

（処分基準を設定できない場合及び基準はあるが公開できない場合は、その理由）</td><td colspan="2">・設　定　　・設定できない　　・基準を公開できない

・第１２条の各号のいずれかに該当する者
(1)他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となる物品若しくは動物の類を携行する者
(2)公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認められる者
(3)暴力団の利益になり、又はなるおそれがあると認められる者
(4)前3号に掲げる者のほか、プラザの管理上支障があると認められる者</td></tr>
<tr><td rowspan="3">聴聞・弁明の機会の付与の区分</td><td>聴聞又は弁明の別</td><td>・聴　聞　　・弁　明</td></tr>
<tr><td>（聴聞又は弁明の手続を省略する場合の根拠条項等）</td><td>ただし、行政手続条例第１３条第２項第　号に規定する「　　するとき」に該当するため、手続を省略する。</td></tr>
<tr><td>個別例規により聴聞又は弁明の手続の適用が除外される場合の根拠例規及び条項</td><td></td></tr>
</table>